

水道施設台帳の整備及びシステム化の実施

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）において、「**水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。**この台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、**厚生労働省令**で定める。」ことが規定されました。なお、法律の施行期日は令和元年 10 月 1 日ですが、この**水道施設台帳については、令和 4 年 9 月 30 日までは猶予期間**となっています。

施設台帳については、水道に限らず多くの施設管理者に求められ、他分野では、以前から当然に求められています。

要するに、施設を適切に管理するうえで、なくてはならない重要なものです。

道路法第 28 条：「道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、保管しなければならない。」

河川法第 12 条：「河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。」

下水道法第 23 条：「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。」

港湾法第 49 条の 2：「港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。」

都市公園法第 17 条：「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」 他多数。

予算時期が近づくとつれ、水道施設台帳の作成や台帳電子化の相談を受けることが増えてきました。厚生労働省から「簡易な水道施設台帳の電子化システム導入に関するガイドライン（平成 30 年 5 月）」が公表されています。

このガイドラインは、**費用を抑えた簡易な形で**水道施設台帳を電子システム化するためにとりまとめられており、**予算確保時の概算費用の算定**や**電子システムの仕様に関する整理**が円滑に実施できるようにするため、電子システムの導入事例調査の結果をもとに、**電子システム整備にかかる費用（初期導入・運用保守の概算費用）**や**システム導入までに要する期間及び管理する情報や基本機能、ハードウェア構成等の仕様、その他の留意点**について整理されています。

電子化を検討する際に、参考になると思われます。

【根拠文献】道路法、河川法、下水道法、港湾法、都市公園法、簡易な水道施設台帳の電子化システム導入に関するガイドライン（厚生労働省水道課）

